

——浜松の十年後、二十年後はどうなっているだろうか？
ついに、AWACSがやって来た！

——警戒管制司令部もやって来る！

◎ 浜松市では、今、二つの全く相反する町づくりが進行中である。一つは、アクトシティに見られる文化の香り高い「音楽の町づくり」であり、もう一つは、殺人と破壊をもたらす戦争の訓練をする基地の強化であり、AWACS配備と共に、警戒管制司令部も来るという「軍事の町づくり」である。この相反する「平和」と「戦争」が、浜松市内に同居できるだろうか？
何年か後に大きな破綻(はたん)が浜松市を襲うのではなからうか？
市民の皆さんは、どうお考えですか？

◎ 五二年前の六月十八日、浜松市は米爆撃機B29の大空襲によって焼け野原となり、三千三百四十九名が無惨に死に、二千三百四十九名が重軽傷を負った。それは軍需工場と軍事基地があったために、特別にねらわれたのだ。その時、誰もが「基地はもういやだ！」と決意したはずなのに…。

◎ しかし今日、再び航空自衛隊ができ、今度は最新鋭の巨大AWACSも配備され、その上、警戒管制司令部までも置かれることになった。まことに恐ろしい実戦軍事都市への変貌である。万が一の場合、司令部のある浜松が真っ先に攻撃目標にされることは、軍事常識である。
何年か後に、浜松がまた焼け野原になることはないのだろうか？

◎ 日米安保・新ガイドラインによって、自衛隊関係は勿論のこと、民間施設までもが、米軍の起こす戦争に協力するという取り決めがなされた。
去る一月十七日、米空母艦載機F18ホーネット六機が浜松基地に「緊急着陸」して市民の度肝(どぎも)をぬいたのは、新ガイドラインの訓練であったと考えられる。その上、今後、AWACSは米軍に情報を提供する中心的役割を果たすため、その司令部が浜松に来るのだ。なんと危ないことか！

◎ 最近、文部大臣(政府)が、中学生に対し「凶器となるナイフを持ち歩かないように」とお説教をした。それなら我々は政府に言いたい、「大量殺人と破壊の道具である軍備の保持をやめ、軍事訓練もやめ、AWACSも捨てなさい」と。それが憲法第九条の厳然たる定めだから…。目に余る政・官・財・教育・国家社会の腐敗墮落の根源は、国(政府)自身が法や道德を守らないところにあるのではないか！

◎ 戦争は「政治が起こす行為」である。憲法前文には「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し…この憲法を確定する」と明記されている。今また、米軍追従の愚かな「政府の行為」によって、再び戦争に巻き込まれる危険性は、急速に増大した。これにストップをかけることのできるのは、主権者である我々国民(市民)しかない。

◎ 愛する我々の子や孫達に、どんな浜松を遺すのか。「平和都市」か「軍事都市」か。「平和」か「戦争」か、どちらを遺すのか？我々浜松市民は今、その分

かれ道に立って深刻に問われている。

今日は憲法記念日（第五一回目）

：原点に立ち帰って「これでよいのか？」と考えてみましょう。

一九九八年五月三日（日）

浜松市憲法を守る会

事務局 浜松市紺屋町三〇一〜十五

◆もう一度、憲法を読んでみませんか（抜粋）

前文①：：政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。
②日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

本文③第二章 「戦争の放棄」

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

④第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

⑤第九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。